

重要なお知らせ(保存版)

事故を防ぎ、長く安全に使うために 「長期使用製品安全点検制度」が 平成21年4月1日からスタート。



製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。

「長期使用製品安全点検制度」※では、メーカーに所有者登録することで、

適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

※消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

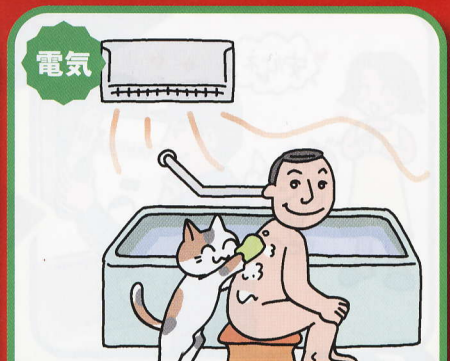
対象製品 (特定保守製品)

電気



ビルトイン式電気食器洗機

電気



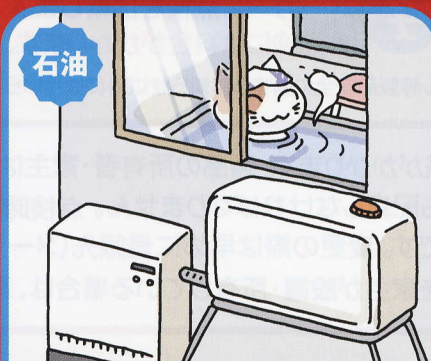
浴室用電気乾燥機

石油



石油給湯機

石油



石油ふろがま

石油



FF式石油温風暖房機

ガス



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)

ガス



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

平成21年4月1日からは
現在お使いの製品※も
点検可能ですので、
詳しくはメーカーに
お尋ねください。

※平成21年4月1日より前に製造・輸入された製品



経済産業省